

沼津市自治会連合会常任委員視察研修事業費補助金交付要綱

平成18年4月24日市長決裁

(趣旨)

第1条 市長は、地域住民組織の自主性の促進と組織の活性化を図るため、市民自治の振興及び推進又は行政との連携の円滑化に資する先進都市視察研修事業を実施する沼津市自治会連合会に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、沼津市補助金交付規則（昭和62年沼津市規則第4号）及びこの要綱の定めるところによる。

(補助の対象及び補助金の額)

第2条 補助金は、沼津市自治会連合会が実施する常任委員の先進都市視察研修事業に要する経費の一部を補助するものとし、その額は、798,000円を限度とする。

(補則)

第3条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、市長決裁の日から施行し、平成18年度分の補助金から適用する。